

(1)業種別の処理状況

再生利用量2,253千トンを業種別にみると、農業が872千トン（再生利用量の38.7%）で最も多く、次いで製造業が570千トン（同25.3%）、建設業が564千トン（同25.0%）等となっている。

減量化量5,266千トンを業種別にみると、製造業が4,592千トン（減量化量の87.2%）、次いで電気・水道業が587千トン（同11.2%）等となっている。

最終処分量482千トンを業種別にみると、製造業が351千トン（最終処分量の72.7%）、次いで建設業が66千トン（同13.7%）、電気・水道業が45千トン（同9.4%）等となっている。

産業廃棄物の排出量の多い業種についてみると、農業と建設業は排出量のほとんどが再生利用されているのに対し、製造業と電気・水道業は排出量のほとんどが減量化されている。

また、これらの排出量の多い業種は、その他の業種と比較して排出量に対する最終処分量の比率が低くなっている。

表2-2-6 処理状況 [業種別] (平成21年度)

業種	排出量		再生利用量		減量化量		最終処分量	
	排出量	構成比	利用量	構成比	量	構成比	処分量	構成比
農業	903千t	11.3%	872千t	38.7%	31千t	0.6%	0千t	0.0%
建設業	655千t	8.2%	564千t	25.0%	26千t	0.5%	66千t	13.7%
製造業	5,515千t	68.9%	570千t	25.3%	4,592千t	87.2%	351千t	72.7%
電気・水道業	835千t	10.4%	203千t	9.0%	587千t	11.2%	45千t	9.4%
その他	96千t	1.2%	45千t	2.0%	30千t	0.6%	20千t	4.2%
合計	8,005千t	100.0%	2,253千t	100.0%	5,266千t	100.0%	482千t	100.0%

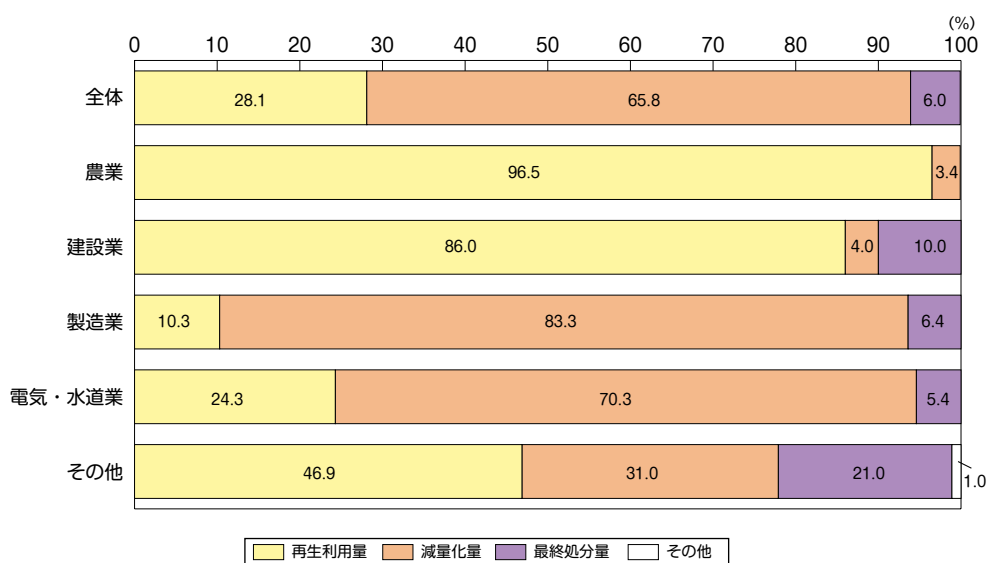


図2-2-8 処理状況 [業種別] (平成21年度)

(2)種類別の処理状況

再生利用量2,253千トンの種類別にみると、動物のふん尿が871千トン（再生利用量の38.7%）で最も多く、次いでがれき類が501千トン（同22.2%）、ばいじんが372千トン（同16.5%）、汚泥が240千トン（同10.7%）等となっている。

減量化量5,266千トンの種類別にみると、汚泥が5,061千トン（減量化量の96.1%）、次いで木くずが91千トン（同1.7%）等となっている。

最終処分量482千トン種類別にみると、汚泥が330千トン（最終処分量の68.4%）、次いでがれき類が43千トン（同8.9%）、ばいじんが34千トン（同7.1%）等となっている。

産業廃棄物の排出量の多い種類についてみると、汚泥は排出量のほとんどが減量化されているのに対し、動物のふん尿、がれき類、ばいじんは排出量のほとんどが再生利用されている。

表2-2-7 処理状況【種類別】（平成21年度）

種類	排出量		再生利用量		減量化量		最終処分量	
	排出量	構成比	利用量	構成比	量	構成比	処分量	構成比
汚泥	5,632千t	70.4%	240千t	10.7%	5,061千t	96.1%	330千t	68.4%
動物のふん尿	902千t	11.3%	871千t	38.7%	31千t	0.6%	0千t	0.0%
がれき類	544千t	6.8%	501千t	22.2%	0千t	0.0%	43千t	8.9%
ばいじん	406千t	5.1%	372千t	16.5%	0千t	0.0%	34千t	7.1%
木くず	161千t	2.0%	60千t	2.7%	91千t	1.7%	9千t	1.9%
廃プラ類	88千t	1.1%	42千t	1.9%	25千t	0.5%	21千t	4.3%
燃え殻	59千t	0.7%	48千t	2.1%	0千t	0.0%	10千t	2.1%
その他	213千t	2.7%	118千t	5.3%	57千t	1.1%	35千t	7.3%
合計	8,005千t	100.0%	2,253千t	100.0%	5,266千t	100.0%	482千t	100.0%

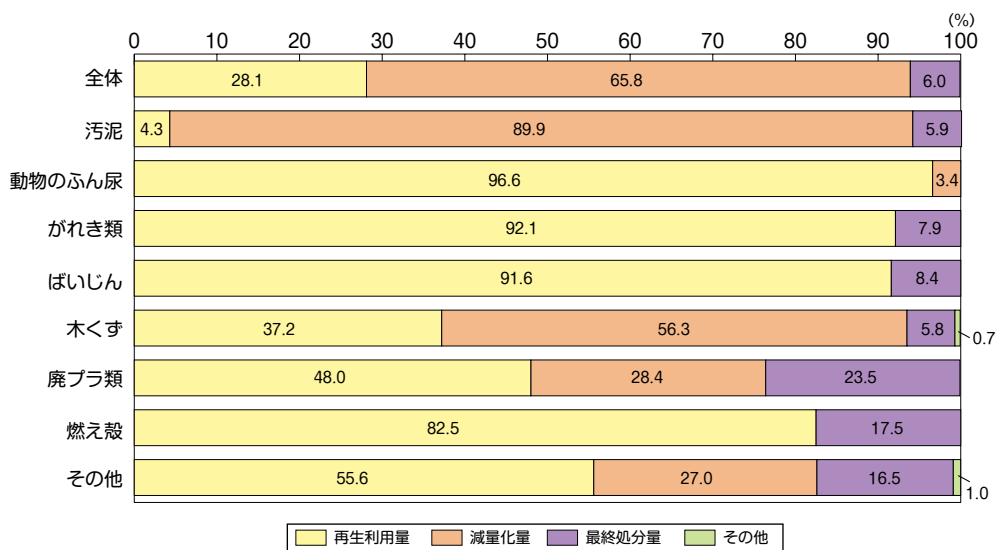


図2-2-9 処理状況【種類別】（平成21年度）

(3)再生利用状況

再生利用量2,253千トンを用途別にみると、動物のふん尿等から再生される飼料・肥料・土壌改良材が929千トン（再生利用量の41.2%）で最も多く、次いでがれき類等から再生される土木・建設資材が703千トン（同31.2%）、燃え殻等から再生されるセメント原材料が457千トン（同20.3%）等であり、これらの3用途が再生利用量全体の90%以上を占めている。

表2-2-8 用途別の再生利用状況（平成21年度）

単位：千t

種類	金属資源	燃料	飼料・肥料・土壌改良材	土木・建設資材	再生木材・合板	紙パルプ・紙原材料	ガラス原材料	プラスチック原材料	再生タイヤ	セメント原材料	再生油・再生溶剤	中和剤	高炉還元	その他の用途	合計
燃え殻	0	0	0	62	0	0	0	0	0	452	0	0	0	0	515
汚泥	1	0	29	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	66
廃油	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	2	11
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3
廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラ類	0	28	0	0	0	0	0	9	2	0	0	0	0	0	41
紙くず	0	3	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	6
木くず	0	24	12	1	1	21	0	0	0	0	0	0	0	0	59
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
ガラスくず等	0	0	0	22	0	0	2	0	0	1	0	0	0	1	25
鋳さい	0	0	0	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	9
がれき類	0	0	0	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	501
ばいじん	0	0	0	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79
動物のふん尿	0	0	871	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	871
その他の産業廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	52	59	929	703	1	25	2	10	2	457	4	0	0	8	2,253

注. 表中の廃棄物の種類及び量は、中間処理による物質変換後（例：汚泥→脱水、焼却→燃え殻等）の状態（処理後の種類）で示している。

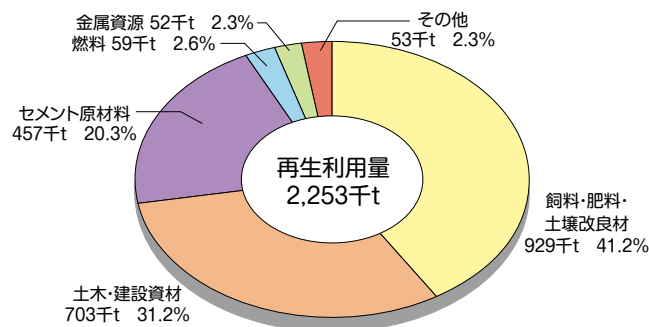


図2-2-10 用途別の再生利用状況（平成21年度）

第2節 産業廃棄物の排出と処理状況

(4)移動状況

平成21年度に県内で排出された産業廃棄物のうち、処理を目的として事業所から搬出されたものは1,954千トンである。このうち、県内自地域で処理されたものは816千トン（搬出量の41.8%）、県内他地域で処理されたものは447千トン（同22.9%）、県外で処理されたものは690千トン（同35.3%）である。

なお、県外で処理された690千トンのうち、139千トン（県外処理量の20.1%）は海洋投入処分である。

表2-2-9 産業廃棄物の移動状況（平成21年度）

単位：千t

処理・処分地域		発生地域							
		宇摩圏	新居浜・西条圏	今治圏	松山圏	八幡浜・大洲圏	宇和島圏	合計	
県内処理	自地域	搬出量	264 (37.3%)	107 (18.6%)	54 (45.3%)	314 (73.6%)	65 (62.7%)	13 (57.3%)	816 (41.8%)
		自己最終処分量	0	36	0	22	0	0	58
		委託中間処理量	186	63	51	270	62	9	641
		委託直接最終処分量	78	8	2	22	3	2	114
		その他量	0	0	1	0	0	2	3
	他地域	搬出量	129 (18.3%)	144 (25.0%)	61 (50.7%)	73 (17.1%)	35 (34.4%)	5 (24.9%)	447 (22.9%)
		自己最終処分量	0	0	0	0	0	0	0
		委託中間処理量	69	138	46	70	33	5	362
		委託直接最終処分量	60	6	15	3	2	0	86
		その他量	0	0	0	0	0	0	0
県外処理	搬出量	313 (44.4%)	326 (56.4%)	5 (4.0%)	40 (9.3%)	3 (3.0%)	4 (17.9%)	690 (35.3%)	
	自己最終処分量	0	0	0	0	0	0	0	
	委託中間処理量	313	158	5	39	3	4	523	
	委託直接最終処分量	0	167	0	0	0	0	168	
	その他量	0	0	0	0	0	0	0	
合計	搬出量	706 (100.0%)	577 (100.0%)	120 (100.0%)	426 (100.0%)	103 (100.0%)	22 (100.0%)	1,954 (100.0%)	
	自己最終処分量	0	36	0	22	0	0	58	
	委託中間処理量	568	359	102	379	98	18	1,525	
	委託直接最終処分量	138	181	17	25	5	2	368	
	その他量	0	0	1	0	0	2	3	

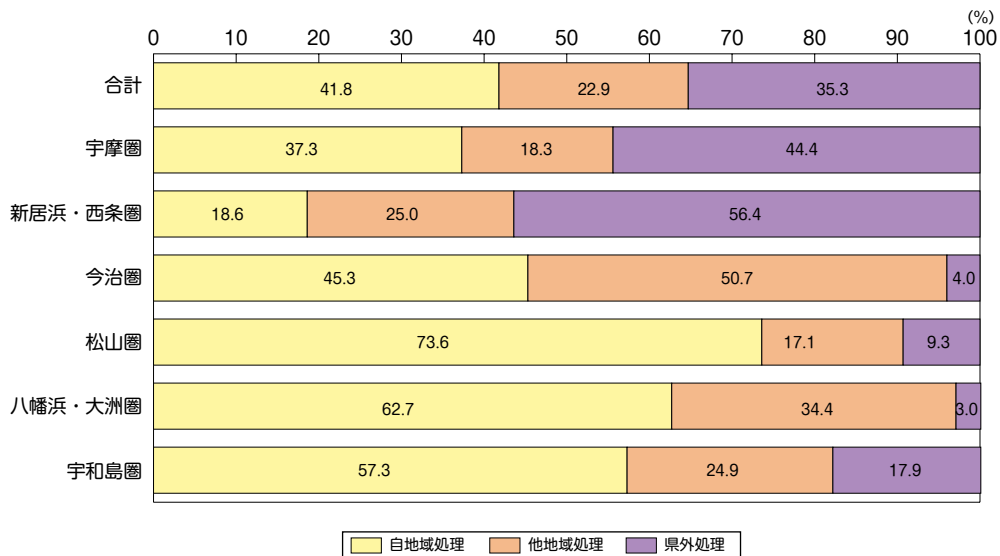


図2-2-11 産業廃棄物の移動状況 [圏域別] (平成21年度)

(5) 広域移動状況

① 県内産業廃棄物の県外処理

県内で排出された産業廃棄物の県外搬出量（県外処理量）690千トン（県外搬出量の48.4%）で最も多く、次いでばいじんが276千トン（同40.0%）、燃え殻が36千トン（同5.2%）等であり、これらの3種類が県外搬出量全体の90%以上を占めている。

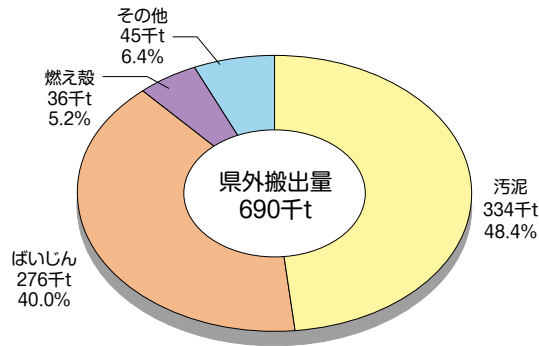


図2-2-12 産業廃棄物の県外搬出量 [種類別] (平成21年度)

② 県外産業廃棄物の県内処理

県外で排出された産業廃棄物の県内搬入量（県内処理量）は110千トンであり、内訳をみると、最終処分を目的とするものはなく、全量が中間処理を目的としている（環境省資料「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（平成21年度実績）」より）。

県内搬入量110千トン（県内搬入量の75.5%）で最も多く、次いで廃プラ類が10千トン（同9.1%）、紙くずが5千トン（同4.5%）等であり、これらの3種類が県内搬入量全体の90%近くを占めている。

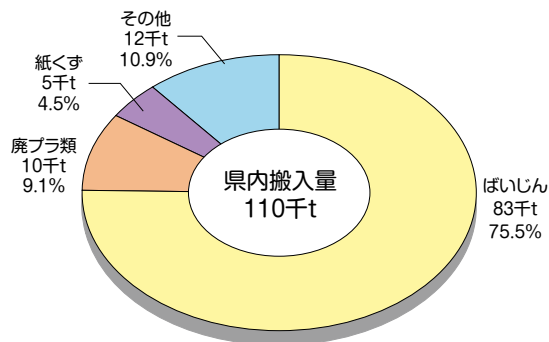
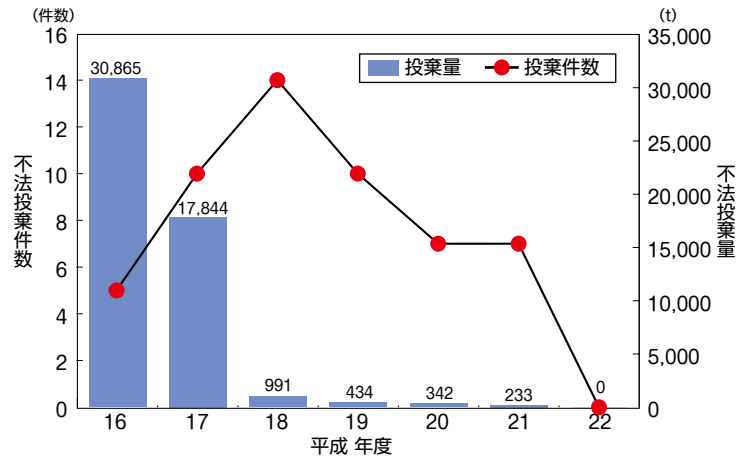


図2-2-13 産業廃棄物の県内搬入量 [種類別] (平成21年度)

(6)不法投棄の状況

県内の1件10トン以上の産業廃棄物の不法投棄（特別管理産業廃棄物については発生量を問わずすべての不法投棄）は、件数及び投棄量ともに近年減少傾向で推移し、平成22年度は0件となっている。



注. 投棄量・投棄件数は、環境省が毎年度実施する「産業廃棄物不法投棄等実態調査」結果に基づく数値。

図2-2-14 県内の不法投棄件数・投棄量



不法投棄防止対策推進協議会によるパトロール

産業廃棄物に係る不法投棄や野焼きなどの不適正処理を発見したら

産業廃棄物
不法投棄
110番

イヨノクニ ゴミゼロ

0120-149-530

※産業廃棄物の不適正処理関係情報に限ります。

3 特別管理産業廃棄物の排出・処理状況

3-1 排出状況

(1) 業種別の排出状況

平成21年度に県内から排出された特別管理産業廃棄物は19,011トンである。

排出量19,011トンを業種別にみると、製造業が10,602トン（排出量の55.8%）で最も多く、次いで医療・福祉が7,684トン（同40.4%）、建設業が519トン（同2.7%）等となっている。

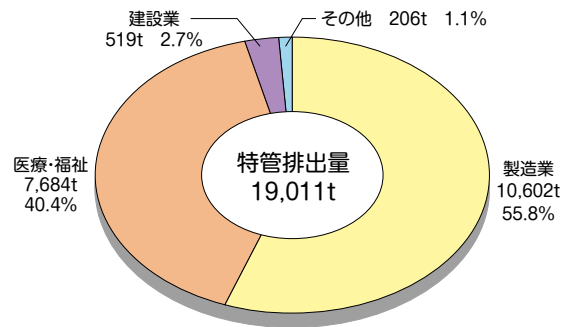


図2-2-15 特別管理産業廃棄物の排出量
[業種別] (平成21年度)

(2) 種類別の排出状況

排出量19,011トンを種類別にみると、感染性廃棄物が7,700トン（排出量の40.5%）で最も多く、次いで廃油が4,015トン（同21.1%）、廃酸が3,573トン（同18.8%）、特定有害廃棄物が3,401トン（同17.9%）等となっている。

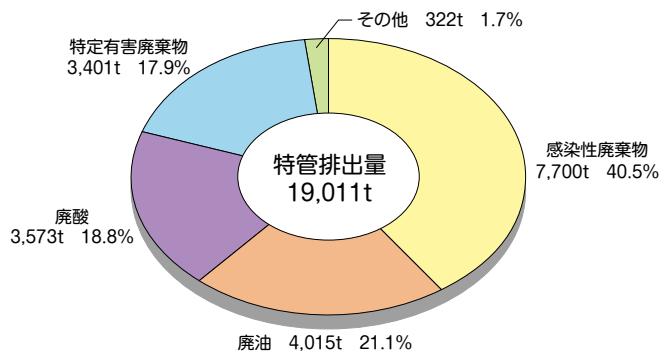


図2-2-16 特別管理産業廃棄物の排出量
[種類別] (平成21年度)

(3) 圏域別の排出状況

排出量19,011トンを圏域別にみると、新居浜・西条圏が11,379トン（排出量の59.9%）で最も多く、次いで松山圏が5,126トン（同27.0%）、今治圏が1,189トン（同6.3%）、宇和島圏が816トン（同4.3%）、八幡浜・大洲圏が372トン（同2.0%）、宇摩圏が129トン（同0.7%）となっている。

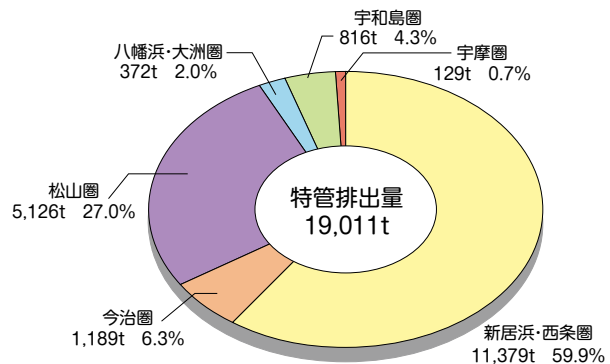
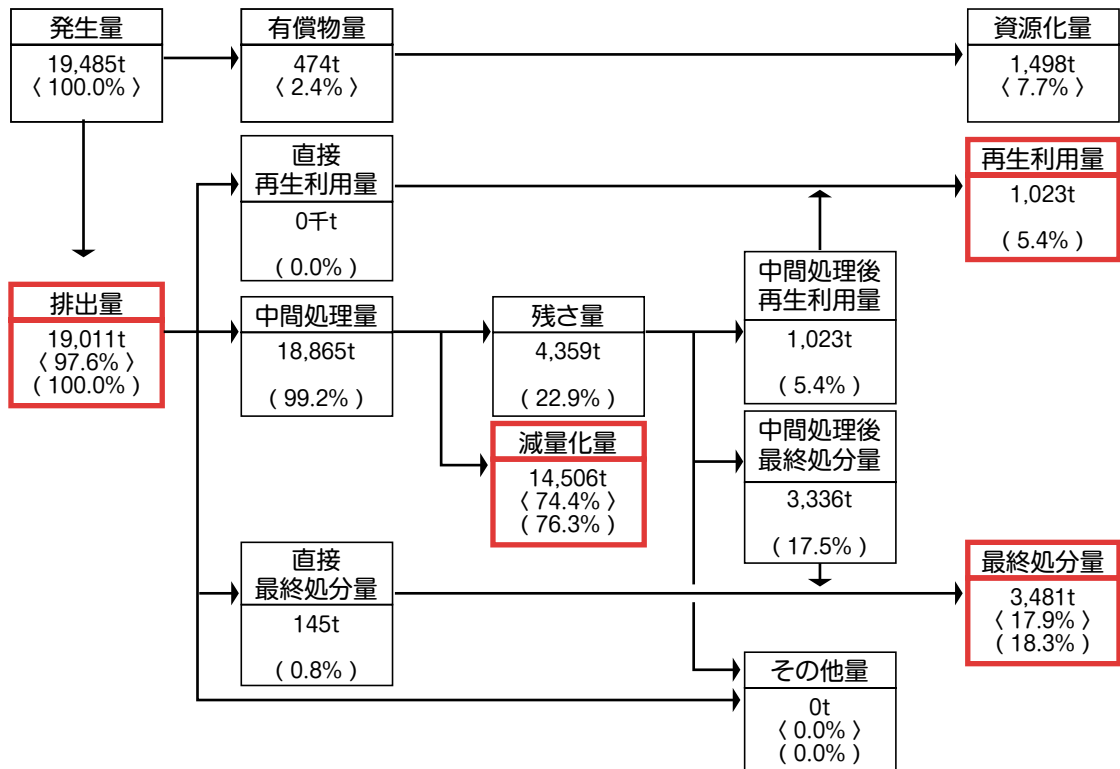


図2-2-17 特別管理産業廃棄物の排出量
[圏域別] (平成21年度)

3-2 処理状況

平成21年度における特別管理産業廃棄物の発生量は19,485トン、発生量から有償物量（売却した量）を除いた排出量は19,011トンである。

平成21年度に県内から排出された特別管理産業廃棄物19,011トンは、脱水や焼却等の中間処理により14,506トン（排出量の76.3%）が減量化され、最終的に1,023トン（同5.4%）が再生利用、3,481トン（同18.3%）が最終処分されている。



注1. 〈 〉は発生量に対する割合、()は排出量に対する割合を示す。

2. 図中の%表示については四捨五入しているため、総計と個々の数値の合計が一致しないものがある。

図2-2-18 特別管理産業廃棄物の処理フロー（平成21年度）

4 産業廃棄物処理業等の許可状況

産業廃棄物の処理を業として行う者は、県又は松山市の許可を受けることが義務付けられている。

平成23年4月1日現在、県の許可状況は、産業廃棄物処理業が1,726件（収集運搬業者が1,518件、処分業者が208件）、特別管理産業廃棄物処理業が236件（収集運搬業者が220件、処分業者が16件）である。

また、松山市の許可状況は、産業廃棄物処理業が352件（収集運搬業者が294件、処分業者が58件）、特別管理産業廃棄物処理業が57件（収集運搬業者が54件、処分業者が3件）である。

表2-2-10 産業廃棄物処理業の許可状況（平成23年4月1日現在）

項目		業者数		
		愛媛県管轄	松山市管轄	
産業廃棄物	収集運搬業者	1,518	294	
	処分業者	中間処理	177	55
		最終処分	6	0
		中間処理・最終処分	25	3
	計	1,726	352	
特別管理産業廃棄物	収集運搬業者	220	54	
	処分業者	中間処理	12	3
		最終処分	2	0
		中間処理・最終処分	2	0
	計	236	57	
合計		1,962	409	

5 処理施設の設置状況

汚泥の脱水施設、最終処分場等の21種類が産業廃棄物処理施設として定められており、県又は松山市の許可を受けることが義務付けられている。

平成23年4月1日現在、県の許可を受けた処理施設は、中間処理施設が478施設、最終処分場が36施設、合計514施設である。

また、松山市の許可を受けた処理施設は、中間処理施設が57施設、最終処分場が3施設、合計60施設である。

第2節 産業廃棄物の排出と処理状況

表2-2-11 産業廃棄物処理施設の設置状況（平成23年4月1日現在）

施設の区分		施設数		
		環境省管轄	愛媛県管轄	松山市管轄
中間処理施設	汚泥の脱水施設	0	225	3
	汚泥の乾燥施設（機械）	0	2	0
	汚泥の乾燥施設（天日）	0	3	0
	廃油の油水分離施設	0	1	0
	廃酸・廃アルカリの中和施設	0	1	0
	コンクリート固型化施設	0	2	1
	水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	シアン化合物の分解施設	0	1	0
	廃石綿等又は石綿含有廃棄物の熔融施設	0	0	0
	PCB廃棄物の分解施設	0	0	0
	PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0
	廃プラスチック類の破碎施設	0	10	6
	木くず又はがれき類の破碎施設	0	141	29
	汚泥の焼却施設	0	21	5
	廃油の焼却施設	0	21	5
	廃プラスチック類の焼却施設	0	22	4
	PCB廃棄物の焼却施設	1	0	0
	焼却施設（汚泥、廃油、廃プラ、PCBを除く）	0	28	4
			1	478
最終処分場		0	36	3
合 計		1	514	60

注.（財）愛媛県廃棄物処理センターは、環境大臣による微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理（焼却施設）の認定施設。

その他、県と市町等は、廃棄物の適正処理及び廃棄物の減容化等による最終処分場の安定的・長期的な確保を図るため、平成5年9月に財団法人愛媛県廃棄物処理センターを設立し、平成12年1月17日から新居浜市磯浦町の東予事業所で焼却・熔融施設の操業を行っている。センターでは、高度な処理施設を生かし、BSE関連の肉骨粉、不法投棄された硫酸ピッチ、埋設廃農薬、微量PCB汚染廃電気機器等の処理困難物の適正処理にも取り組んでいる。

表2-2-12（財）愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の概要

項目	内容	
所在地	新居浜市磯浦町18番78号	
焼却・熔融施設概要	処理方式	スラグ排出型ロータリーキルン直接熔融炉方式
	運転	24時間連続運転
	処理能力	・焼却・熔融施設:100t/日（50t/日×2系列） ・破碎機 :10t/日
	処理物	飛灰、焼却灰、下水道汚泥、廃油、廃プラスチック類、感染性廃棄物、廃タイヤ、微量PCB汚染廃電気機器等

